

**【調査票に関する問い合わせ先】**

この調査は、集計及び分析を（株）サベリサーチセンターに委託して実施しています。調査票の内容に関して不明な点等ありましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

（株）サベリサーチセンター 担当：津崎、小寺  
電話：0120-957-873、FAX: 03(3802)6728

メールアドレス: yoronikeikaku2ka@surece.oo.jp  
受付時間：平日（月～金）午前10時～午後6時

**【回答に支援が必要な場合の問い合わせ先】**

回答の際の支援を行います。ご希望の方は下記までお問い合わせください。

文京区基幹相談支援センター

住所：文京区小日向2-16-15 文京総合福祉センター1階

Tel 03(5940)2903、Fax 03(5940)2904

文京区教育センター 総合相談室

住所：文京区湯島4-7-10

Tel 03(5800)2594、Fax 03(5800)2590

社会福祉法人武蔵野会（Jアン文京）

住所：文京区小日向2-16-15

Tel 03(5940)2822、Fax 03(3943)4330

社会福祉法人太陽福祉協会（JOY）

住所：文京区本郷4-3-5-15

Tel 03(3823)8091、Fax 03(3823)8092

**【障害児の方  
しょうがいじ かた  
しょうがいじ**

**くみん せいかつ かん ちようさ  
区民の生活のニーズに関する調査**

日頃から、文京区の福祉行政にご理解ご協力をお願いでき、ありがとうございます。文京区では、皆様の生活実態や意向を把握して、福祉施策を計画的に進めていくための基礎資料とするために、調査を実施します。

この調査の対象は、「障害福祉サービス・地域相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援受給者証」をお持ちの区内在住の18歳未満の児童の方です。

ご回答いただいた内容は、統計的に集計・分析して、報告書として発行するとともに文京区公式ホームページでもお知らせします。調査の結果については障害者計画（平成30年度から平成32年度まで）策定の参考にさせていただきます。

無記名アンケートの形式でご回答いただけますので、個人が特定されたり、個人の回答内容が明らかになることはありません。この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力ください。ありがとうございます、どうぞよろしく願っています。

平成28年10月  
文京区 福祉部  
保健衛生部

**平成28年10月21日（金）までに、ポストに投函してください**

同封の「返信用封筒」に、回答を書き入れたこの調査票を入れて、ポストに投函してください。切手を貼る必要はありません。

**【記入済調査票送付先】**

〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター9階  
文京区役所障害福祉課障害福祉係



※1 基幹相談支援センター

障害者・見とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担います。障害の種類や年齢にかかわらず、専門的な相談対応を行います。

また、相談支援事業者に対する専門的な指導、人材育成の支援等により、区内全体の相談支援機能の強化を図る拠点となります。

(所在地：文京区小日向2-16-15 文京総合福祉センター1階)

問10 あなたには、次の疾患や障害がありますか。(該当するものに○)

→1に○を付けた方は問11へ

- 1 難病・特定疾患
- 2 慢性疾患(糖尿病・心臓疾患・脳血管疾患等)
- 3 統合失調症
- 4 気分障害(うつ病・躁うつ病)
- 5 神経症(不安神経症、強迫神経症等)
- 6 依存症(薬物等)
- 7 知的障害
- 8 発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等) ※2 →8に○を付けた方は問12へ
- 9 高次脳機能障害
- 10 特になし
- 11 その他( )

→上記1・8のいずれにも当てはまらない方は、問13へ

※2 発達障害

平成28年8月1日から発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行され、法第2条で「発達障害者とは、発達障害(自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で現れ出す障害)がある者であって、発達障害及び社会的障壁(バリア)により、日常生活または社会生活に制限を受ける者」と定義されています。

2 障害と健康について

問7 保護者の方にお聞きします。お子さんの障害や心身の不調について、最初に気づいた時期はいつですか。(○はひとつ)

- |   |        |   |    |    |       |
|---|--------|---|----|----|-------|
| 1 | 生まれたとき | 5 | 3歳 | 8  | 6～8歳  |
| 2 | 0歳     | 6 | 4歳 | 9  | 9～11歳 |
| 3 | 1歳     | 7 | 5歳 | 10 | 12歳以上 |
| 4 | 2歳     |   |    |    |       |

問8 保護者の方にお聞きします。お子さんの障害や心身の不調についてはじめてわかったのは、どのようなときでしたか。(○はひとつ)

- 1 生まれてまもなく知らされた
- 2 家族や周りの人が気づいた
- 3 乳幼児健診で知らされた
- 4 育児相談などで知らされた
- 5 医療機関で診察したときに知らされた
- 6 保育園、子ども園、幼稚園の教職員が気づいた
- 7 学校の教職員が気づいた
- 8 わからない( )
- 9 その他( )

問9 そのとき、誰に相談しましたか。(○はいくつでも)

- |   |                     |    |                 |
|---|---------------------|----|-----------------|
| 1 | 家族                  | 9  | 保健サービスセンター(保健師) |
| 2 | 学校の教職員              | 10 | 基幹相談支援センター ※1   |
| 3 | 保育園・子ども園・幼稚園        | 11 | 子ども家庭支援センター     |
|   | 教職員                 | 12 | 教育委員会・教育センター    |
| 4 | 民生委員、児童委員           | 13 | 児童相談センター(児童相談所) |
| 5 | 障害寺の当事者や家族の会        | 14 | インターネット等の情報     |
| 6 | 医療関係者(医師・看護師・医療相談員) | 15 | 相談しなかった         |
| 7 | 障害福祉課・予防対策課の窓口      | 16 | その他( )          |
| 8 | 障害福祉課・予防対策課以外の区の窓口  |    |                 |

※3 かかりつけ医

「かかりつけ医」とは、身近な地域の診療所などで定期的に医療を受けたり、健康に関する相談ができたります医師のことです。

問15 障害等について、受診状況等をお聞きます。(○はひとつ)

- 1 定期的に通院している
- 2 定期的に訪問診療を受けている
- 3 定期的に訪問看護を受けている
- 4 現在入院している
- 5 現在は通院していない
- 6 その他

問16 あなたは、毎日の生活の中で、どのような介助や支援が必要ですか。(○はいくつでも)

- 1 食事
- 2 排せつ
- 3 入浴
- 4 嚥返り
- 5 着替え
- 6 室内の移動
- 7 洗顔・固着さ
- 8 通院、通園・通学・通勤
- 9 通院、通園・通学・通勤以外の外出
- 10 日常生活に必要な意思の伝達
- 11 日常生活動作の負守り
- 12 介助や支援は必要ない
- 13 医療的ケア(嚥痰吸引、経管栄養、導尿、呼吸管理等)※4
- 14 その他

※4 医療的ケア

「医療的ケア」とは、経管栄養、たんの吸引などの日常生活に不可欠な生活援助行為であり、長期にわたり継続的に必要とされるケアです。

問11 問10で「1 難病・特定疾患」と回答された方にお聞きます。

病名(東京都発行の小児慢性疾患医療費助成制度の医療券もしくは診断書に記載されている病名)等をお答え下さい。

病名( )  
 診断を受けてからの期間( )年( )ヶ月  
 → 問13へ進んで下さい

問12 問10で「8 発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)」と回答された方にお聞きます。

診断名をお答え下さい。  
 例) 広汎性発達障害、注意欠陥・多動性障害 (ADHD)、学習障害 (LD) など

診断名( )  
 → 問13へ進んで下さい

ここからは全ての方にお聞きます。

問13 あなたは、障害や心身の不調について、どのような医療機関で治療を受けたり、相談をしたりしていますか。(○はいくつでも)

- 1 専門の診療所・クリニック
- 2 一般病院・大学病院
- 3 専門病院(療育・リハビリ科・精神科など)
- 4 医療機関には相談していない
- 5 その他( )

問14 あなたは、問13の医療機関以外に、普段の健康や体調が悪い時(風邪など)に気軽に相談できる診療所の「かかりつけ医」※3 がいいますか。(○はいくつでも)

- 1 診療所・クリニック(通院)
- 2 診療所・クリニック(往診や訪問診療)
- 3 なし
- 4 その他( )

### 3 相談や福祉の情報について

問19 あなたは、日常生活で困っていることがありますか。(○はいくつでも)  
(ご家族や支援者が回答する場合でも、ご本人(お子さん)の思いをご回答  
ください)

- 1 健康状態に不安がある
- 2 障害のため、身の回りのことが十分できない
- 3 介助者に負担をかけている
- 4 外出が大変である
- 5 住まいに不便を感じている
- 6 災害時の避難に不安がある
- 7 緊急時の対応に不安がある
- 8 学校などの先生とうまくいかない
- 9 友だちとの関係がうまくいかない
- 10 障害や病気に對する周りの理解がない
- 11 困ったとき相談する相手がいらない
- 12 病気や障害を理解した上で診てもらえる診療所が近くにない
- 13 生活にお金がかかると不安がある
- 14 将来に不安を感じている
- 15 特にない
- 16 その他 ( )

問17 あなたを主に介助・支援している人はなですか。(○はひとつ)

- 1 父親
- 2 母親
- 3 兄弟姉妹
- 4 その他親族 ( )
- 5 ホームヘルパー
- 6 ボランティア
- 7 その他

問18 保護者の方にお聞きします。  
どのような悩みや不安を抱えていますか。(○はいくつでも)

- 1 介助してくれる人が足りない
- 2 何かあった時に介助を頼める人がいない
- 3 他の家族の協力が少ない
- 4 仕事との両立が難しい
- 5 長期的な外出ができない
- 6 介助や支援の方法がわからない
- 7 自分の時間が取れず、自由がない
- 8 身体的な負担が大きい
- 9 健康について不安がある
- 10 睡眠が不足している
- 11 精神的な負担が大きい
- 12 経済的な負担が大きい
- 13 周囲の人や職場などの理解がない
- 14 きょうだい児の世話が十分でない
- 15 子どもの就学や通園について不安がある
- 16 子どもの成長や発達について不安がある
- 17 特に悩みや不安はない
- 18 その他 ( )

問22 あなたは将来、どのような生活を希望しますか。(○はひとつ)

- 1 地域で独立して生活する
- 2 親や親族と一緒に生活する
- 3 グループホーム等の共同生活住居に入居する →3に○を付けた方は問23へ
- 4 障害者の入所施設(障害者支援施設 ※5等)に入所する
- 5 わからない
- 6 その他 ( )

※5 障害者支援施設  
 障害者支援施設とは、障害者に対して、夜間に入浴・食事の介護などの支援(施設入所支援)を行うとともに、昼間に日中活動サービス(生活介護、自立訓練など)を行う施設をいいます。

問23 問22で「3 グループホーム等の共同生活住居に入居する」と回答された方にお聞きます。

あなたは、グループホームへは何歳ぐらいで入居したいと思いますか。(○はひとつ)

- 1 18～29歳
- 2 30～39歳
- 3 40～49歳
- 4 50～59歳
- 5 60～64歳
- 6 65～69歳
- 7 70～74歳
- 8 75歳以上

問20 あなたやご家族の方が困ったときに相談する相手は誰ですか。(○はいくつでも)

- 1 家族や親族
- 2 近所の人
- 3 友人・知人
- 4 学校の教職員
- 5 保育園・こども園・幼稚園の教職員
- 6 民生委員・児童委員
- 7 障害等の当事者や家族の会
- 8 身体障害者相談員・知的障害者相談員
- 9 ヘルパー等福祉従事者
- 10 医療関係者(医師・看護師・医療相談員)
- 11 障害福祉課・予防対策の窓口
- 12 障害福祉課・予防対策以外の区の窓口
- 13 保健サービスセンター(保健師)
- 14 文京総合福祉センター
- 15 子ども家庭支援センター
- 16 教育委員会・教育センター
- 17 基幹相談支援センター
- 18 文京区社会福祉協議会
- 19 児童相談センター(児童相談所)
- 20 相談する相手はいない
- 21 その他 ( )

問21 あなたやご家族の方は、障害に関する知識や福祉に関する情報を、主にどこから得ていますか。(○は2つまで)

- 1 区の広報紙
- 2 区のホームページ
- 3 区の窓口
- 4 保健サービスセンター
- 5 テレビ・ラジオ
- 6 インターネット
- 7 新聞・書籍
- 8 障害等の当事者会や家族の会
- 9 医療機関
- 10 保育園・幼稚園・学校の教職員
- 11 知る方法がわからない
- 12 その他 ( )

※6 こころのバリアフリー

「こころのバリアフリー」とは障害に対する差別や偏見、誤解や理解不足などからくる「こころの障壁（バリア）」を無くし、社会の中で障害があることによる不利益を受けることなく、障害がある人もない人も共に生活できる社会を実現していくことです。

4 福祉サービスについて

問26 あなたは、次のようなサービスを利用していますか。また、今後利用したいと思いませんか。既に利用しており、今後も利用したい方は「1」、「2」両方に○をつけてください。現在利用していない方は、「2」、「3」、「4」から1つ○をつけてください。

※ 問26 でお伺いするサービスは、障害福祉に関するサービスです。

A 主に18歳未満の方が利用するサービス

(1) 児童福祉法に基づく支援等

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するかわからない
① 児童発達支援	障害のある未就学児に、基本的な生活の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	1	2	3	4
② 医療型児童発達支援	障害のある未就学児に、児童発達支援を行うとともに、身体の状況により治療も行います。	1	2	3	4
③ 放課後等デイサービス	就学している障害児に、放課後等に自立した日常生活に必要な訓練、地域交流の機会の提供等を行います。	1	2	3	4
④ 保育園等訪問支援	保育園等に通う障害児に、その施設を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	1	2	3	4

ここからは全ての方にお聞きします。

問24 あなたが地域で安心して暮らしていただくためには、どのような施策が重要だと思いますか。(○は5つまで)

- 1 障害に対する理解の促進
- 2 医療サービスの充実
- 3 教育・育成の充実
- 4 雇用・就労支援の充実
- 5 相談支援体制の充実
- 6 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護、同行援護等）の充実
- 7 日中活動系サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等）の充実
- 8 短期入所の充実
- 9 意識疎通支援の充実
- 10 福祉機器・補具などの整備
- 11 グループホームなどの整備
- 12 入所施設（障害者支援施設等）の充実
- 13 障害者向けの住まいの確保
- 14 建物・道路などのバリアフリー化
- 15 当事者同士で支援しあえる仕組みづくり
- 16 趣味やスポーツ活動の充実
- 17 経済的支援の充実
- 18 災害時支援の充実
- 19 特にない
- 20 地域交流の場の充実
- 21 福祉・保健・医療の連携の充実
- 22 その他

問25 あなたは、区が「こころのバリアフリー」※6を進めていくためにどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 障害や障害者の生活を伝えるパンフレットの発行
- 2 障害者作品展やイベントの開催
- 3 地域や学校等で交流の機会を増やすこと
- 4 地域や学校等とともに学び、ともに暮らすこと
- 5 学校や生涯学習での障害に関する教育や情報提供
- 6 障害についての講演会や疑似体験会の開催
- 7 障害者の一般就労の促進
- 8 特にない
- 9 その他

じようき せいじんき じようき  
**B 児童期～成人期にかけて利用できるサービス**

(3) 障害福祉サービス (訪問系)

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在 利用 している	2 今後 利用 したい	3 利用を 希望 しない	4 利用 するか わからない
① 居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある方に対して、ヘルパー等が自宅に訪問し、入浴や食事の介護、掃除・洗濯等の家事、通院の介助を行います。	1	2	3	4
② 行動支援	知的障害や精神障害により、一人で行動することが困難な方に、移動中の介助や危険回避の支援などを行います。	1	2	3	4
③ 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。	1	2	3	4
④ 同行支援	視覚障害により移動が困難な方に、外出時の移動の支援など必要な援助を行います。	1	2	3	4
⑤ 短期入所 (ショートステイ)	介護者が介護できない場合など、障害のある方に、短期間施設等で入浴・食事等の介護を行います。	1	2	3	4

⑤ 福祉型障害児入所施設	身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害を含む)に対して、保護、日常生活の支援を行います。	1	2	3	4
⑥ 医療型障害児入所施設	知的障害のある児童、肢体不自由のある児童、重症心身障害児に対して、保護、日常生活の指導、自立に必要な支援及び治療を行います。	1	2	3	4
⑦ 障害児相談支援事業	障害児に関する様々な相談に応じ、必要な情報提供や各機関との連絡調整などを行うとともに、適切なサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画等の作成を行います。	1	2	3	4

(2) その他の児童のための支援

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在 利用 している	2 今後 利用 したい	3 利用を 希望 しない	4 利用 するか わからない
① 短期保護	心身障害のある方の介護をしている家族が、介護を行うことが困難な場合に、家族に代わりの保護します。	1	2	3	4
② 在宅重症心身障害児(者)訪問事業	看護師が家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。	1	2	3	4
③ 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	看護師等を家庭に派遣し、家族が行っている医療的ケア等を、一定時間代わりに行います。		2	3	4

(6) 医療に関する支援

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		現在 利用 している	今後 利用 したい	3 利用を 希望 しない	4 利用 する かわらない
① 歯科診療	口腔衛生の向上を図るため、歯科診療・歯科検診を行います。 医療保険を使って病院 や診療所 等で診療、薬料の支給 等を受けた場合に、自己負担分の費用を助成します。	1	2	3	4
② 医療費助成	心身の障害を除去・軽減するための医療（更生医療・育成医療・精神通院）について、医療費を助成します。	1	2	3	4
③ 自立支援医療		1	2	3	4

(7) 日常生活のサービス

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		現在 利用 している	今後 利用 したい	3 利用を 希望 しない	4 利用 する かわらない
① リフトタクシー	車いすを使用している方のために、車いすごと乗車できるリフトタクシーを運行します。	1	2	3	4
② 福祉タクシー 利用券	外出困難の方が積極的に社会参加できるように、福祉タクシー利用券を交付します。（この事業は、自動車燃料費助成事業との選択となります）	1	2	3	4
③ 自動車 燃料費助成	自動車等の燃料費を助成します。（この事業は、福祉タクシー利用券事業との選択となります）	1	2	3	4
④ 心身 障害者 美容サービス	外出が困難な方等に、理容師等が自宅に出張して調整するための費用を助成します。	1	2	3	4
⑤ 紙おむつ 支給	在宅で、寝たきり等の状態にあり、おむつを使用している方に紙おむつを支給、又は費用を助成します。	1	2	3	4

(4) 補装具費の支給等

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		現在 利用 している	今後 利用 したい	3 利用を 希望 しない	4 利用 する かわらない
① 補装具費の 支給等	障害者の身体機能を補完するために製作された補装具の費用を支給します。	1	2	3	4

(5) 地域生活支援事業

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		現在 利用 している	今後 利用 したい	3 利用を 希望 しない	4 利用 する かわらない
① 理解促進 研修・啓発 事業	障害者等の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。	1	2	3	4
② 自発的 活動 支援事業	障害者等とその家族、地域住民等の自発的取り組みを支援します。	1	2	3	4
③ 相談支援 事業	基幹相談支援センターで障害、福祉サービス等の利用相談、専門機関の紹介等を行います。	1	2	3	4
④ 移動支援 事業（通学・ 通所支援）	屋外での移動が困難な障害のある方に対して、ヘルパー等が社会参加に必要な外出の介護支援を行います。	1	2	3	4
⑤ 日常生活 用具給付事業	障害のある方に、日常生活に必要な福祉用具の給付を行います。	1	2	3	4
⑥ 日中短期 入所事業	日中、介護者が介護できない場合、障害のある方に対して、施設で一時的に入浴等の介護を行います。意思の広げに支援が必要な障害のある方に対して、手話通訳者、要約筆記等の派遣により、コミュニケーションを支援します。	1	2	3	4
⑦ 意思疎通 支援事業		1	2	3	4

⑦ 就労継続支援(B型・非雇用型)	企業等に就労することが困難な障害のある方に、生産活動の機会の提供、能力向上のための訓練を行います。		2	3	4
⑧ 共同生活援助(グループホーム)	障害のある方に、主に夜間に共同で生活する居居で入浴・食事の介護、その他日常生活の援助を行います。		2	3	4
⑨ 施設入所支援	施設入所の利用者に対して、夜間に入浴・排せつ又は食事の介護等を行います。		2	3	4

居住系

(9) 相談支援

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するか分からない
① 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)	施設や病院に入所・入院している障害のある方に、地域生活に移すための相談や、住居の確保など地域定着を図るための支援を行います。		2	3	4
② 計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)	障害のある方の状況や環境等を考慮して、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成します。		2	3	4

(10) 地域生活支援事業

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するか分からない
① 地域活動支援センター事業	障害のある方に創作の活動や社会との交流の機会等を提供します。		2	3	4

⑥ 巡回入浴サービス	在宅で入浴が困難な重度障害がある方に対して、巡回入浴車による入浴サービスを行います。	1	2	3	4
⑦ 避難行動要支援者名簿への登録	自分で避難することが困難な方々を対象に、名簿を作成し、安否確認・避難支援等に役立ちます。	1	2	3	4

主に18歳以上の方が利用するサービス

(8) 障害福祉サービス

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するか分からない
訪問系	① 重度訪問介護 重い障害がある方に対して、ヘルパー等が自宅に訪問し、入浴・排せつ・食事の介護、調理・掃除・洗濯等の家事、外出時の移動中の介護等を行います。 ② 療養生活介護 常時介護を必要とする方に、主に昼間に排せつ・食事等の介護、日常生活上の支援を行います。 ③ 療養介護 医療的ケアに加え介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や看護・介護を行います。 ④ 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 自立した日常生活ができるように、身体機能や生活能力の向上のために必要となる訓練を行います。 ⑤ 就労移行支援 企業等に就労を希望する障害のある方に、生産活動や職場体験などを通じて能力向上のための必要となる訓練を行います。 ⑥ 就労継続支援(A型・雇用型) 企業等に就労することが困難な障害のある方に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、能力向上のための訓練を行います。		2	3	4
日中活動系			2	3	4

問27 あなたには、サービス利用に関して困っていることがありますか。  
(○はいくつまで)

- 1 サービスに関する情報が少ない
- 2 区役所での手続きが大変
- 3 利用できる回数や日数が少ない
- 4 事業者との利用日等の調整が大変
- 5 サービスの質が良くない
- 6 利用したいサービスが利用できない
- 7 利用者負担（自己負担）が大き
- 8 特にない
- 9 その他

問28 問26にある障害福祉サービス・児童福祉法に基づくサービスを利用している方や今後利用したい方にお聞きします。サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成について、どのように進めていきたいですか。  
(○はひとつ)

- 1 相談支援事業所の相談支援専門員に、障害児支援利用計画・サービス等利用計画の作成を依頼したい。
- 2 セルフプランを自分や家族で作成したい。
- 3 通所施設の職員など福祉の知識のある身近な人が支援してくれたら、自分や家族でセルフプランを作成したい。
- 4 まず詳しい説明を聞くために、相談支援事業所の相談支援専門員等に相談したい。
- 5 サービス等利用計画もセルフプランもよくわからない。

問29 これまでに障害児相談支援事業所で障害児支援利用計画を作成したことがあられる方にお聞きします。  
障害児支援利用計画を作成して感じたことはありますか。(○は4つまで)

- 1 ニーズを適切に反映したサービスの提案を受けることができた。
- 2 障害児支援利用計画に沿った形でサービス提供 事業所等の支援を受けることができた。
- 3 障害児支援利用計画の内容が具体的に分かりやすかった。
- 4 相談支援専門員が丁寧に分かりやすく説明してくれた。

(11) 就労に関する支援

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するかわからない
① 障害者就労支援事業	障害者就労支援センターで、障害者の一般就労に向けた支援、職場定着への支援、日常生活への支援などを実施します。		2	3	4
② 安定した就業継続への支援	就労先への定期的な職場訪問を実施して、就業先での状況確認や個別相談などを通じて安定した就業継続が行えるように支援します。		2	3	4

(12) その他

サービス名	サービスの内容	回答はこちらに ↓			
		1 現在利用している	2 今後利用したい	3 利用を希望しない	4 利用するかわからない
① 精神障害回復速上者ケア	グループでの活動を通じて生活習慣や対人関係を築けるようになるための場の提供を行います。 集団生活慣習などを通じて、対人関係等の課題を改善して社会復帰を目指します。		2	3	4
② 成年後見制度支援事業	判断能力が不十分で、自分の財産や権利を守ることが困難な方に対して援助を行います。		2	3	4
③ 地域福祉権利擁護事業	障害などの理由で判断能力が十分ではない方の金銭管理やサービス利用などをお手伝いする制度です。		2	3	4

## 5 教育・保育について

問30 あなたが主に通園・通学などをしていておられるところをお聞きます。

(○はひとつ)

### A 小学校入学前

- 1 保育園
- 2 子ども園
- 3 幼稚園
- 4 文京区児童発達支援センター
- 5 文京区児童発達支援センター以外の障害児の療育施設
- 6 通園・通所はしていない
- 7 その他 ( )

→Aに当てはまる方は問31、問32へ

### B 学校在学中

- 8 小学校の通常の学級
- 9 小学校の通常の学級と通級指導学級 (特別支援教室を含む)
- 10 小学校の特別支援学級
- 11 特別支援学校の小学部
- 12 中学校の通常の学級
- 13 中学校の通常の学級と通級指導学級 (特別支援教室を含む)
- 14 中学校の特別支援学級
- 15 特別支援学校の中学部
- 16 高等学校
- 17 特別支援学校の高等部
- 18 その他の学校 ( )

→Bに当てはまる方は問33へ

### C 義務教育終了後、通学はしていない

具体的な理由を教えてください。

( )

→Cに当てはまる方は問37へ

- 5 課題解決に向けて自分が取り組むべきことが明確になった。
- 6 障害児支援利用計画にニーズが適切に反映されなかった。
- 7 障害児支援利用計画の内容が分かりにくかった。
- 8 相談支援専門員の説明が分かりにくかった。
- 9 制度そのものが分かりにくかった。

10 特にない )  
11 その他 ( )

障害者(児)の方のより良い生活を実現するため、障害福祉サービスを利用する方は「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を作成することとなります。自分や家族がサービスを組み立てるセルフプランもあります。

- サービス等利用計画  
障害者総合支援法が定めている障害福祉サービスを利用する際には必要で、ご本人の目的の計画です。
- 障害児支援利用計画  
児童福祉法が定めている障害児向けサービスを利用する際には必要で、ご本人のための計画です。ご本人・ご家族から、区の指定を受けた障害児相談支援事業所の相談支援専門員に依頼をして、ご本人・ご家族の希望する生活やサービスの利用意向に基づいた計画を作成してもらいます。  
ご本人がサービスを実際に利用しようとする場合には、サービス提供事業所(ホームヘルパー)や短期入所、児童発達支援等の手配が必要です。「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」を作成すると、相談支援専門員が、サービス提供事業所の手配や連絡調整を行います。

- セルフプラン  
相談支援専門員に依頼せずに、ご本人・ご家族が計画を作成することもできます。サービス提供事業所の手配は家族が行うこととなります。

問33 問30で「B 小学校在学中(8～18)」と回答した方のご家族の方にお聞きします。

通学生活等で困っていることや心配していることはありますか。  
(○はいくつでも)

- 1 周囲の子どもの関係が心配
- 2 いじめについて心配
- 3 教職員の指導の仕方が心配
- 4 本人の成長が心配
- 5 今後の進路について迷っている
- 6 子どもの将来に不安がある
- 7 教育や療育に関する情報が少ない
- 8 療育・リハビリテーションの機会が少ない
- 9 費用など経済的な負担が大きい
- 10 学校と放課後等デイサービス事業所との間の送迎が大変
- 11 特に困っていることや心配はない
- 12 その他( )

問34 問30で「A 小学校入学前(1～7)」または「B 小学校在学中(8～18)」と回答した方のご家族の方にお聞きします。

放課後や長期休業中など、幼稚園や保育園、子ども園、学校等にいる以外の時間は、どのように過ごしていますか。(○はいくつでも)

- 1 家族といる
- 2 友人、知人といる
- 3 一人で行く
- 4 ヘルパーなどと外出する
- 5 学童クラブへ行く
- 6 子どものろばに行く
- 7 児童発達支援、放課後等デイサービスを  
利用する
- 8 習い事や塾へ行く
- 9 特になにもしていない
- 10 その他( )

問31 問30で「A 小学校入学前(1～7)」と回答した方のご家族の方にお聞きします。

通園生活や今後の進路等で困っていることや心配していることはありますか。(○はいくつでも)

- 1 周囲の子どもの関係が心配
- 2 教職員の指導の仕方が心配
- 3 本人の成長が心配
- 4 今後の進路について迷っている
- 5 子どもの将来に不安がある
- 6 教育や療育に関する情報が少ない
- 7 療育・リハビリテーションの機会が少ない
- 8 費用など経済的な負担が大きい
- 9 幼稚園・保育園と児童発達支援事業所との間の送迎が大変
- 10 特に困っていることや心配はない
- 11 その他( )

問32 問30で「A 小学校入学前(1～7)」と回答した方のご家族の方にお聞きします。

小学校はどの教育機関を希望しますか。(○はひとつ)

- 1 小学校の通常の学級
  - 2 小学校の通常の学級と通級指導学級(特別支援教室を含む)
  - 3 小学校の特別支援学級
  - 4 特別支援学校の小学部
  - 5 わからない
- 問34へ進んで下さい。

問37 義務教育を終了した方にお聞きます。  
以下の選択肢のうち、どのような進路を希望しますか。(○はひとつ)

※ この設問では、「ご本人の希望」と「保護者の方の希望」をそれぞれ伺います。

ご本人の希望

- 1 大学や短期大学へ通う
- 2 専門学校や専修学校へ通う
- 3 フリースクールやサポート校へ通う
- 4 地域の身近にある学びの場へ通う
- 5 職業訓練学校へ通う
- 6 企業等へ就職する(一般就労)
- 7 自分で仕事をする(自営業など)
- 8 就労移行支援や就労継続支援の事業所へ通う
- 9 自立訓練(生活訓練・機能訓練)事業所へ通う
- 10 生活介護事業所へ通う
- 11 わからない
- 12 その他( )

保護者の方の希望

- 1 大学や短期大学へ通う
- 2 専門学校や専修学校へ通う
- 3 フリースクールやサポート校へ通う
- 4 地域の身近にある学びの場へ通う
- 5 職業訓練学校へ通う
- 6 企業等へ就職する(一般就労)
- 7 自分で仕事をする(自営業など)
- 8 就労移行支援や就労継続支援の事業所へ通う
- 9 自立訓練(生活訓練・機能訓練)事業所へ通う
- 10 生活介護事業所へ通う
- 11 わからない
- 12 その他( )

問35 問30で「A 小学校入学前(1~7)」または「B 学校在学中(8~18)」と回答した方のご家族の方にお聞きます。  
放課後や長期休業中など、幼稚園や保育園、子ども園、学校等にいる以外の時間は、どのように過ごすことを希望していますか。

(○は3つまで)

- 1 地域の同世代の子どもと遊ばせたい
- 2 学童クラブを利用したい
- 3 こともひろばを利用したい
- 4 習い事や塾に行かせたい
- 5 ショートステイを利用したい
- 6 児童発達支援 放課後デイサービスを利用したい
- 7 特にない
- 8 その他( )

問36 小学校(小学部)、または中学校(中学部)に通っている方のご家族の方にお聞きます。  
中学校(中学部)卒業後はどのような進路を希望しますか。

(○はひとつ)

- 1 高等学校へ通う
- 2 特別支援学校の高等部へ通う
- 3 専門学校・専修学校へ通う
- 4 障害者向けの日中活動に通う
- 5 仕事をす
- 6 わからない
- 7 その他( )

問41 住まいに関してどのような支援を必要としていますか。  
(○は3つまで)

- 1 住宅改修の支援  
① 段差解消 ② 風呂の改修 ③ トイレの改修 ④ 手すりの設置  
⑤ その他( )
- 2 家具転倒防止や耐震化など災害対策
- 3 公営住宅への優先入居の拡充
- 4 民間賃貸住宅の入居支援
- 5 家賃などの住宅費の補助
- 6 グループホームなどの整備
- 7 特にない
- 8 その他( )

## 7 差別解消について

問42 社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮を進めていくために必要なことは何だと思われますか。(○は2つまで)

- 1 区民や民間事業者に対して障害者差別解消法 ※6 に関する周知・啓発
- 2 障害者差別解消法に係るセミナー等の開催
- 3 障害当事者を講師とした区民・民間事業者向けの研修
- 4 筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段の設置
- 5 意思疎通のために絵や写真カード、ICT機器(タブレット端末等)等の活用
- 6 ヘルプマーク・ヘルプカードの周知・啓発
- 7 特にない
- 8 その他( )

問38 全ての方にお願いします。  
あなたは、休日や余裕のあるときに、どのように過ごしていますか。  
(○はいくつでも)

- 1 趣味や学習活動
- 2 スポーツ
- 3 ボランティア活動
- 4 友人・知人と会う
- 5 映画などの鑑賞
- 6 買い物に行く
- 7 飲食店に行く
- 8 読書
- 9 旅行
- 10 家でくつろぐ
- 11 地域の行事に参加する
- 12 近所の散歩
- 13 特に何もしない
- 14 その他( )

## 6 外出や住まいについて

問39 あなたは、どのくらいの頻度で外出していますか。(○はひとつ)

- 1 ほぼ毎日
- 2 週に3~4回
- 3 週に1~2回
- 4 月に1~3回
- 5 あまり外出しない

問40 あなたは、外出に関してどのようなことで困っていますか。  
(○はいくつでも)

- 1 歩道の段差や傾斜
- 2 建物の段差や階段
- 3 バスやタクシーの利用
- 4 駅構内の移動や乗換
- 5 券売機の利用
- 6 トイレの利用
- 7 歩道上に障害物が多い
- 8 疲れたときの休憩場所
- 9 自動車・自転車に危険を感じる
- 10 外出するのに支援が必要である
- 11 外出しただくても介助者がいない
- 12 特にない
- 13 その他( )

問44 あなたやご家族の方は、災害に対してどのような備えをしていますか。  
(○はいくつでも)

- 1 日頃から家族で災害時の対応を話し合っている
- 2 非常持ち出し品の用意、非常食等の備蓄（3日分程度）をしている
- 3 疾病等が必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている
- 4 近所の人や知人等に、災害が発生したときの助けをお願いしている
- 5 文京区の「避難行動要支援者名簿」※7に登録している
- 6 家具に転倒防止器具を取り付けている
- 7 住居の耐震診断を受け、必要な補強を行っている
- 8 区民防災組織（町会・自治会）や消防団等に参加している
- 9 地域の防災訓練や勉強会・セミナー等に参加している
- 10 特にない
- 11 その他（ ）

※7 避難行動要支援者名簿

災害時に自力で避難することが困難な方（災害時要配慮者）を発生時に地域全体で支援するため、一定の条件のもと、区が指定又は本人等の申請に基づき区が整備する名簿です。

※6 障害者差別解消法

障害者差別解消法は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合えないから共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的に制定され、平成28年4月1日から施行されました。

○不当な差別の取扱いの禁止

不当な差別的取扱いとは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。行政機関又は民間事業者は、正当な理由なく、障害者の権利利益を侵害してはなりません。

○合理的配慮の提供

合理的配慮等は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁（バリア）を除去するための必要かつ合理的な取組を行わなければならないとされています。（民間事業者については努力義務）

8 災害対策について

問43 あなたやご家族の方が、地震などの災害が発生したときに困ることや不安なことは何ですか。(○はいくつでも)

- 1 災害の情報を知る方法が分からない
- 2 助けを求めめる方法が分からない
- 3 避難所の場所がわからない
- 4 近くに助けてくれる人がいない
- 5 一人では避難が難しい
- 6 避難所の設備が障害に配慮しているか不安
- 7 避難所で必要な支援が受けられるか不安
- 8 避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい
- 9 薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安
- 10 医療機器の電源確保が心配
- 11 特にない
- 12 その他（ ）

## 9 自由意見

問45 区の障害児（者）施策に関して、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

※ お書きいただいたご意見・ご要望に、個別にお答えすることはできませんが、計画策定の際の参考にさせていただきます。

質問は以上で終わりです。

この度は調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

平成28年10月21日(金)までに、同封の「返信用封筒」に、ご回答ください

たこの調査票を入れて、ポストに投函してください。

封筒に切手を貼る必要はありません。

また、個人情報保護の観点から、調査票や封筒に、ご住所お名前をお書きにならないよう、お願いいたします。